

病床機能分化促進事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、病床の機能分化、連携を推進するため、病床機能分化促進事業を行う国立大学法人、独立行政法人、地方公共団体等、公的団体又は民間事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「病床機能分化促進事業」とは、病院が行う回復期リハビリテーション病床又は地域包括ケア病床（以下「回復期リハビリテーション病床等」という。）の整備に必要な施設整備又は設備整備事業及び各医療圏における病床規模の最適化のための施設整備をいう。
- (2) この要綱において「地方公共団体等」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。
- (3) この要綱において「公的団体」とは、日本赤十字社静岡県支部、社会福祉法人恩賜財団済生会支部静岡県済生会及び静岡県厚生農業協同組合連合会をいう。
- (4) この要綱において「民間事業者」とは、国立大学法人、独立行政法人、地方公共団体等、公的団体以外の病院開設者をいう。
- (5) この要綱において「へき地に所在する病院」とは、次のア又はイに該当する病院をいう。

ア 市町、一部事務組合（地方自治法第284条第1項に規定する地方公共団体の組合をいう。）及び公的団体が、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域若しくは同法附則第7条第1項に規定する特定市町村の区域とみなされる区域、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村又はへき地保健医療対策事業について（平成13年5月16日付け医政発第529号厚生労働省医政局長通知。以下「へき地保健医療対策実施要綱」という。）に規定する無医地区及び無医地区に準じる地区に開設する病院

イ へき地保健医療対策実施要綱に規定するへき地医療拠点病院（ただし、静岡県立総合病院を除く。）

第3 補助の対象及び補助額

別表に掲げるとおりとする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 事業計画書（様式第2号）
 - ウ 経費所要額調べ（様式第3号）
 - エ 収支予算書（様式第4号）
 - オ 資金状況調べ（様式第5号）

カ 施設の配置図、平面図、立面図、工事仕様書及び工事費内訳書（施設整備事業に限る。）

キ 機械、器具等備品の明細書（設備整備事業に限る。）

ク 基本診療料の施設基準等の一部を改正する件（平成28年厚生労働省告示第53号）に規定する回復期リハビリテーション病棟入院料1、回復期リハビリテーション病棟入院料2、回復期リハビリテーション病棟入院料3、地域包括ケア病棟入院料1若しくは地域包括ケア入院医療管理料1又は地域包括ケア病棟入院料2若しくは地域包括ケア入院医療管理料2の施設基準（以下「施設基準」という。）の取得（予定）状況が確認できる資料（施設基準に係る届出書添付書類（写）、当該届出書に対する受理通知（写）等）

ケ その他知事が別に定める書類

(2) 提出期限

知事が別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項の一に該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業に要する経費の変更（事業費の額の20パーセント以内の変更を除く。）をしようとする場合

イ 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。

(4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納入させることがあること。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(6) 補助事業に係る関係書類の保存については、次のア又はイのとおりとする。

ア 事業者が地方公共団体の場合

補助金調書（様式第6号）を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日（基金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。

イ 事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合

には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。

- (7) 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱に準拠しなければならないこと。
- (8) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (9) 施設及び設備の整備にあつては、補助金の交付の決定のあつた日の属する年度(複数年度にわたる建設工事を行う場合は、工事が完成する年度)において、施設基準を新たに満たすこと。
ただし、補助金の交付の決定のあつた日の属する年度内に施設基準を新たに満たすことができない場合には、速やかに施設基準を満たし知事へ報告すること。
- (10) この補助金に係る対象経費につき重複して、補助金その他の金銭の交付を受けてはならないこと。
- (11) 補助事業を行う者が(1)から(10)までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書(様式第7号)
- イ 変更事業計画書(様式第2号)
- ウ 変更経費所要額調べ(様式第3号)
- エ 変更収支予算書(様式第4号)
- オ その他知事が別に定める書類

第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 実績報告書(様式第8号)
 - イ 事業実績書(様式第2号)
 - ウ 収支精算書(様式第3号)
 - エ 収支決算書(様式第4号)
 - オ 施設基準の取得(予定)状況が確認できる資料(施設基準に係る届出書添付書類(写)、当該届出書に対する受理通知(写)等)
 - カ その他知事が別に定める書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日(第5の(1)のウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して30日を経過した日)又は補助金の交付の決定のあつた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

- (1) 提出書類 1部
請求書(様式第9号)
- (2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第9 概算払の請求手続

提出書類 各1部

ア 概算払請求書（様式第9号）

イ 資金状況調べ（様式第5号）

第10 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合（消費税仕入控除税額等が0円の場合を含む。）には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第10号）により、別に定める日までに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

附 則

この要綱は、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（令和元年7月1日）から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する様式により提出された申請書とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年度分の補助金から適用する。

別表

補助の対象			補助額
事業の区分	補助対象経費	補助基準額	
施設整備	病院が行う回復期リハビリテーション病床等の整備に必要な改修に要する工事費又は工事請負費	1 病棟当たり 273,000円×病床数の増加を伴わずに新たに整備する回復期リハビリテーション病床等の数×1床当たり基準面積6.4㎡ (ただし、回復期リハビリテーション病床等の数は60床を限度とする。)	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)以内
	病院が許可病床数の20%以上の病床を削減して行う回復期リハビリテーション病床等の整備及び各医療圏における病床規模の最適化のための施設整備に必要な新築及び増改築に要する工事費又は工事請負費	1 病院当たり次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 273,000円×病床数の増加を伴わずに新たに整備する回復期リハビリテーション病床等の数×1床当たり基準面積25㎡ (2) 244,600円×病床削減後の病床数から病床数の増加を伴わずに新たに整備する回復期リハビリテーション病床等の数を引いた数×1床当たり基準面積25㎡(ただし、病床削減後の病床数は120床(地方公共団体等及び公的団体は240床)を限度とする。)	
	病院が許可病床数の20%以上の病床を削減して行う各医療圏における病床規模の最適化のための施設整備に必要な新築及び増改築に要する工事費又は工事請負費	1 病院当たり 244,600円×病床削減後の病床数×1床当たり基準面積25㎡(ただし、病床削減後の病床数は120床(地方公共団体等及び公的団体は240床)を限度とする。)	

<p>設備整備</p>	<p>病院が行う回復期リハビリテーション病床等の整備に必要な医療機器等、心臓病及び脳卒中の患者の治療等に必要な専用医療機器、医学的リハビリテーション施設として必要な医療機器等又は心電図受信装置の備品購入費（ただし、回復期リハビリテーション病床等を新たに整備する年度（複数年度にわたる建設工事を行う場合は、工事が完成する年度）に限る。）</p>	<p>(1) へき地に所在する病院 1 箇所当たり100,000千円</p> <p>(2) (1)に掲げる以外の病院 次のアからオにより算出された額の合計額とする。</p> <p>ア 医療機器等（イ、ウ及びエに掲げるものを除く。） 1 箇所当たり22,000千円</p> <p>イ 心臓病専用医療機器 1 箇所当たり6,285千円</p> <p>ウ 脳卒中専用医療機器 1 箇所当たり6,285千円</p> <p>エ 医学的リハビリテーション施設として必要な医療機器等 1 箇所当たり11,000千円</p> <p>オ 心電図受信装置 1 箇所当たり2,774千円</p>	
-------------	---	--	--